

自動車道事業供用約款

昭和 32 年 03 月 15 日制定
平成 06 年 12 月 20 日改正

昭和 38 年 10 月 01 日改正
平成 17 年 10 月 01 改正

昭和 42 年 08 月 21 日改正
令和 04 年 04 月 01 日改正

(約款の効力)

第1条 当社の経営にかかわる次の一般自動車道(以下「自動車道」という。)の供用に関してする契約は、特約のある場合を除き、この約款によるものとする。但し、この約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によるものとする。

山形県鶴岡市田麦俣字六十里山 1 0 番地から
山形県鶴岡市田麦俣字六十里山 7 番地まで

(供用期間等)

第2条 自動車道を使用できる期間(以下「供用期間」という。)及び自動車道を使用できる時間(以下「供用時間」という。)

- (1) 供用期間 自 4 月 2 9 日 至 1 1 月 8 日
- (2) 供用時間
自 4 月 至 9 月 (午前 6 時から 1 8 時まで)
自 1 0 月 至 1 1 月 (午前 8 時から 1 7 時まで)

但し、出羽三山神社祭事、イベント等が行われる場合においては供用時間を変更して営業時間を延長する。また、天候その他の状況により供用期間及び供用時間を繰り上げ繰り下げすることがある。

(使用料金)

第3条 自動車道の使用料金は、供用の日において国土交通大臣の認可を受けている使用料金とする。

(使用券)

第4条 使用券の種類は次の通りとする。

- (1) 普通使用券
- (2) 前売使用券
- (3) 回数使用券

(使用料金の收受等)

第5条 自動車道を通行する自動車の運転者及びその同乗者(以下「使用者」という。)は、所定の料金徴収所において、使用料金を支払うとともに普通使用券を受け取り、又は前売り使用券若しくは回数使用券を提示して所定の手続きを受けなければならない。

2. 使用券に表示された区間を超えて自動車道を使用した者は、その超えた区間に対する使用利用金を支払わなければならない。

(使用券の所持等)

第6条 使用者は、前条第1項の料金徴収所を通過してからその自動車道の使用を終えるまでの間、同項の使用券を所持し、当社係員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。但し、当社係員が使用券を回収した場合は、この限りではない。

2. 当社は、使用者が前項の提示をしない場合は、自動車道に進入した後に使用券を紛失したことが明らかな場合を除き、使用区間に対する使用料を収受する。

(自動車道の不正使用)

第7条 当社は、自動車道を不正に使用した者については、使用料金のほかにその倍額に相当する金額を徴収することができる。

(使用料金の払戻し等)

第8条 当社は、未使用で有効期限内の使用券(次項の証票を含む。以下同じ。)について払戻しの請求があった場合は、当該使用券に表示された金額をその1割の手数料を収受して払い戻す。

2. 当社は、天災その他やむを得ない理由により自動車道の使用ができなくなった場合は、普通使用券及び前売使用券については収受した使用料金に相当する金額を払戻し、第5条第1項の手続きを受けた回数使用券については券面に表示された区間を使用することができる証票を交付する。
3. 当社は、前項の理由により自動車道の使用ができない期間が1日を超えた場合は、回数使用券の有効期間を、その超えた日数分だけ延長する。
4. 第2項の規定は、自動車道の供用ができなくなったことにつき責任のある者に対しては適用しない。
5. 当社は、使用者が第2項以外の理由により、自動車道からの退去を求められた場合は、使用料金の払戻しはしない。

(係員の指示)

第9条 使用者は、当社の係員が自動車道の安全の維持、又は交通整理のためにする職務上の指示に従わなければならない。

(使用の拒絶)

第10条 当社は、次の場合は自動車道の使用を拒絶する。

- (1) 自動車道の使用が法令又は保安上の供用制限の規定に反する場合。
- (2) 自動車道の使用が供用期間外又は供用時間外となる場合。
- (3) 自動車道の使用が他の自動車の通行に著しく支障を及ぼす恐れのある場合。
- (4) 自動車道の使用が公の秩序又は善良の風俗に反する場合。

(5) 天災その他やむを得ない理由により自動車の通行に支障がある場合。

2. 当社は、使用者が前条若しくは第13条の規定に違反した場合、又は自動車道の使用が前項第1号から第4号までの何れかに該当することとなった場合、若しくは前項第5号の事態が発生した場合は、使用者に自動車道からの退去を求めることができる。

(当社の責任)

第11条 当社は、自動車道の使用により使用者の生命、身体又は財産に損害を与えた場合は、これを補償する。

2. 前項の場合において、当社の責任は使用者が自動車道に進入したときに始まり自動車道から退去したときに終わる。

3. 第1項の規定は、次の各号のいずれかによる損害の場合は、適用しない。

- (1) 使用者の故意又は過失
- (2) 当社の責任によらない自動車相互の接触又は追突
- (3) 盗難その他第三者による危害
- (4) 天変地変その他の不可抗力

(使用者の責任)

第12条 自動車又は付属する設備を故意又は過失により毀損した使用者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(物品の販売等の禁止)

第13条 使用者は、当社の許可を得ずに自動車道において物品の販売又は頒布、宣伝その他これに類する行為をしてはならない。

保安上の供用制限

当社一般自動車道を通行する自動車についての保安上の供用制限は次による。

1.自動車(人が乗車し、または貨物が積載される場合にあつてはその状態)の長さ、幅、高さ及び重量等。

長さ 12.0メートル以下
幅 2.5メートル以下
高さ 3.8メートル以下
総重量 20トン以下

2.速度

乗用自動車 40 km/時以下
乗合自動車及び貨物自動車 25 km/時以下

3.キャタピラを有する自動車などの通行禁止

キャタピラを有する自動車、その他自動車道を損壊するおそれのある構造装置を有する自動車は、通行を禁止する。